

## 中小企業者応援制度の対象取組と補助の内容等

補助対象取組の名称	補助の対象となる取組や、対象経費などの例	対象経費に対する補助率、補助の上限額など
1. 町内における店舗等の整備に係る取組	●店舗や事務所、工場を新築する場合における建築工事費や設備備品の購入費	・補助率1/2～3/4 ・上限額200万円（農産物直売施設は400万円）
	●住宅の一部を改修して営業する場合における改築工事費や設備備品の購入費	・補助率1/2～3/4 ・上限額150万円（農産物直売施設は300万円）
2. 新たな地場産品の開発、販路拡大等に係る取組	●開発のための調査、研究、試作をする場合における原材料費、外注加工費など ●販路拡大のための市場調査などに係る旅費、コンサルティング委託費など ●道外での展示会や見本市への出展に係る小間料、小間内装飾費、旅費など	・補助率3/4 ・上限額100万円
3. 商工業または観光の活性化に係る新たな取組	●生産性の向上のために新たに導入する設備費など	・補助率1/2 ・上限額50万円
	●販売促進に向け、新たな販売方法を調査研究するための専門家への委託費や視察に係る旅費など ●宣伝効果の向上のためにホームページを作成する場合における専門業者への委託費など ●新たな観光イベントを実施する場合におけるコンサルティング委託費など	・補助率3/4 ・上限額100万円
4. 業務に関する知識や技術を習得するための取組	●おもてなし向上のため、研修会を実施する場合における外部講師への謝金など ●専門知識を向上させるため、従業員を講習会に参加させる場合における受講料、旅費など	・補助率1/2 ・上限額（1人当たり）15万円
5. 人材確保のための新たな取組	●合同企業説明会への出展に係る小間料、小間内装飾費、配布物印刷代など ●求人情報誌への掲載料や求人ウェブサイトへの登録料	・補助率2/3 ・上限額50万円
6. 事業の承継に係る取組	●町内で10年以上経営していた店舗や事業所を後継者に引き渡す場合	・助成額 50万円又は100万円
	（後継者に住宅部分も引き渡した場合など）	（上記助成額に50万円を加算）
	（住宅部分に引き続き居住するため改修する場合など）	（改修費用40万円までを加算）
	●町内で10年以上経営されていた店舗や事業所を後継者として引き受け、5年以上経営を続けた場合	・助成額 25万円又は50万円
	●事業承継計画を策定する場合における委託費など	・補助率1/2 ・上限額50万円

注) 1. この助成の対象者は、町内に住所を有する商工会の会員事業所です。

2. 個人事業主の場合は町内に住所を有すること、法人の場合は町内に登記（本店・支店）があるか、町に法人開設届を提出していることが条件となります。

3. 町に申請し、補助の決定を受ける前に着手した取組は、補助の対象にはなりません。

■お問合せ 産業振興課商工観光グループ ☎76-2134